

約1,300万円をだまし取られる 融資保証金詐欺が発生!

実際に融資しないにもかかわらず、電話やファックスなどで勧誘し、融資を申し込んできた者に対して、保証金等の名目で融資の前に指定した口座などにお金を振り込ませて金銭等をだまし取る手口です。



長崎市内に居住する会社役員の男性（70歳代）が経営する事務所に「年率1%の固定金利で融資する」などと記載されたファックスが送られてきたことから、同男性が融資を申し込んだところ、「融資するためには、保証金や事務手数料が必要なので振り込んでほしい。振り込んだお金は後で返します。」などと言われ、犯人が指定した口座に70数回にわたって、現金合計約1,300万円を振り込み、だまし取られました。

こんな言葉や振込先には要注意!!



- 注意 「『無担保』 『低金利』 で貸しますよ!」と言われる
- 注意 「『保証金』 『登録料』 を振り込んでください!」と言われる
- 注意 「『保証金』 『登録料』 は後で返金します!」と言われる
- 注意 会社との契約であるのに、個人名義の口座に振り込ませる
- 注意 振込先の口座を二転三転する

勧誘のファックスは、会社等を対象としてランダムに送り付けられます!

安易な融資話には乗らず、融資を受ける前にお金を要求されることがあれば、すぐに家族や警察に相談しましょう!

一度、相手の口座に振り込んだお金は、絶対に戻ってきません!!!

相談窓口

特殊詐欺等に関する相談は
吉岐警察署
0920-47-0110
に相談してください。

